

# 戦後の日本貿易と貿易商社 (2)

——単一為替レートの設定と朝鮮動乱期

の日本貿易と貿易商社——

内 田 勝 敏

(承 前)

## V. 部分的民間貿易の再開

### 第2章 単一為替レートの設定と朝鮮動乱期の日本貿易と貿易商社

#### I. 単一為替レートの設定と民間貿易の進展

#### II. 外国貿易・為替管理法の制定

#### III. めくら貿易の打開と関西商社の台頭

#### IV. 朝鮮動乱による貿易拡大と特需ブーム

#### V. 輸出入貿易管理の推移

#### VI. 貿易商社の実状

## V. 部分的民間貿易の再開

1947年に入ってから一連の民間貿易再開のための措置がとられた。まず、1月3日に日本と外国との個人的商業通信が認められ、8月11日にGHQは、対日輸入暫定政策を発表し、同14日には「輸出入回転基金<sup>1</sup>」の設定を

1 輸出入回転基金は、日本政府が賠償物件20,700万ドルを担保としてその33%までを限度に(68,000万ドル)、取引銀行をつうじて連合国ならびに中立国の政府、金融機関からのクレジットをうけることができ、これで原料を輸入したさいに1年以内に加工輸出して基金に返済する、という内容のものである。

この基金によって、原料の供給をうけ生産——輸出——外貨という循環をはじめることができたのである。

許可した。ついで、8月15日には「制限つき民間貿易における輸出手続に関する覚書」を公表した。これは、民間の輸出業者が直接に海外のバイヤーと商談を行ない価格を除く取引条件を取り決め、貿易庁がセラーとなるというもので、これによつてはじめてわが国の貿易は民間貿易の第一歩をふみだしたのである。

これが部分的民間貿易の再開といわれる理由は、あくまでこの措置が、一定の制約のもとでの貿易再開にすぎなかったからである。たとえば、外国為替レートは設定せず価格決定はGHQの専門家が行ない、価格はドル建てで受けとりうる通貨で販売しうる、外国商社員の入国は差し当って400名とする、などの条件のもとで、すべて取引には日本政府の許可とGHQの承認を必要としたのであった。

ところで、民間貿易が部分的に再開されたとしても、これはGHQの許可を得て日本へやってきた外商たちとのあいだでおこなわれるわずかの取引だけだった。1947年末までの民間輸出の実績は総輸出額のわずかに9.3%にすぎなかったのである。当時は、海外へ電報一本打つものにも、いちいち貿易庁の許可をうけねばならぬ有様であった。貿易再開とともにあたかも待ち構えていたかのごとく押しよせてきた外国商社のひとたちのためには、東京や大阪で特別のホテルが設営され、貿易庁の事務官もここに出張し、さらに商社の関係者やメーカーがここに雲集し、さながら100年前の商館貿易の風景を思い出させるようなものがあった。いわゆるバイヤーの名のもとに外国商社は非常に歓迎されたのであった。

1948年にはいって、アメリカの対日政策がしだいに転換し、西ヨーロッパではマーシャル・プランのもとに西ヨーロッパ復興援助がはじまった。この線にそつて、日本にたいしても経済自立の方向が示され、貿易面においても、ガリオア援助が増額され、6,000万ドルの綿花借款にもとづいて加工貿易方式が強められていったのである。

2月4日にはバイヤーの入国数の制限が撤廃され、外国の銀行、保険、海運会社の日本における支店開設、日本からの通商使節団の派遣などもすすめられた。

1948年8月15日の民間貿易再開一周年には、繊維品をはじめ雑貨、農水産品、軽機械類の輸出手続きが改正された。

繊維品については、原綿が国有であり、いわゆる国有繊維として慎重に取扱われてきたのであるが、5月15日より国有綿によるB・S・コントラクト制が行なわれ、バイヤーと民間業者とのあいだの直接契約が結べるようになった。

ところで、この輸出手続きでは、これまでのドル建て価格が国際価格を基準とした固定価格であったのを改めて、外貨建て（ドル建て）最低価格（フロア・プライス制）を定めた。そこで、フロア・プライスを超えた契約価格を結んだときは、その差額の25%を円貨で貿易庁が輸出業者に報奨として追加支払をするといういわゆる輸出インセンティブ制度がとられたのである。フロア・プライス制は、管理貿易によるめくら貿易のなかで悪質な外国商人による買たつき、あるいは安売りを防ぐためにつくられたものであるが、その後の1949年4月の単一為替レートの設定と世界市場の変化などとともにより49年12月16日に廃止された。

単一為替レート設定までの円とドルの換算比率は、商品によって異なっており、いわゆる複数為替レートによったのである。したがって、輸出品の買上げと輸入品の払下げの両面に複雑な価格体系ができた。たとえば、輸入については、平均して1ドル130円という払下価格で換算して国内価格がきめられていたのである。

ともあれ、制限つき民間貿易が発足するとともに、原則として輸出にかんするかぎりでは、政府貿易はしだいに姿を消してゆくのである。いわゆるB・S・コントラクト方式によるバイヤーとサプライヤーの直接契約は

どんどん増えていって、総輸出額に占めるB・S・コントラクトの割合は1948年の42%から49年1—6月には80%にもものぼるようになった。その結果、政府保有物資の輸出などのような特定のばあいにはのみ政府貿易方式が行なわれるにすぎなくなったのである。

繊維品の貿易についてみれば、綿糸布の輸出価格は、貿易庁とGHQが協議して決められていたが、1948年9月に綿糸布のフロア・プライスがきめられ、これにもとづいて輸出報奨制も実施された。その後、昭和24年3月にはフロア・プライス制が廃止され、チェック・プライス制を実施することとなった。一方、原綿の輸入については、1949年2月より民間払い下げが実施され、民有綿による生産・輸出がはじまった。

このようにして繊維貿易にみられるとおり、民間貿易は着実にすすめられ、貿易正常化がすすめられていった。その結果、繊維に例をとってみても、繊維貿易公団の機能に大きな変化があらわれた。生産が増大して輸出用綿布の滞貨が増え、公団の機能も輸出業務から国内むけの放出業務を主とするというように変わっていったのである。

1949年12月1日からは、GHQに提出されていた輸出の事前許可申請制度が廃止され、50年1月1日からは輸入も原則的に民間に移管されて為替割当てを通じて制限されることとなり、民間貿易へ本格的にのり出すことになるのであるが、この点は次章でとりあげる。

要するに、管理貿易下の日本の貿易は、はじめは、きわめて複雑な機構のもとにGHQの承認と監督をうけ、平和的な目的のために必要な原料、食料その他の商品の輸入と必要な範囲での輸出が許されたにとどまった。そのために、貿易庁が設置され、対外的にはGHQが主体となり国内にたいしては貿易庁が輸出商品を国内業者から買上げ、輸入商品はGHQから貿易庁が引きとって国内業者に売り渡したのである。外貨はGHQが管理運用したのである。

一方、貿易手続もしだいに簡素化され、1947年8月の民間貿易の部分的再開によって、バイヤー・サプライヤー契約方式が許され、48年8月よりは輸出業者が直接に契約することができるようになり、49年2からは貿易庁の許可のみで輸出できることとなり、しだいに管理貿易から自主的貿易に移行することとなったのである。

ところで、この時期の貿易商社の対外取引活動をみると、商社は民間貿易再開までの時期には、管理貿易のもとにできた諸機構に社員をおくりあるいはその下請機関となって活動したにすぎなかった。たとえば、貿易庁あるいはその代行機関である組合、のちには各種の公団へ社員を出向させまたはその下請業務を行なったのである。しかし、民間貿易の部分的再開とともにしだいに貿易商社の役割りも復活しはじめ、1948年8月の民間貿易の拡大とともに直接に貿易契約の当事者となることができるようになってきた。

とはいえ、商社はすでに戦争中のきびしい統制経済のもとで貿易活動もきわめて多くの制約をうけ、その業務もいわゆる代行業務にかわっていたうえに、戦後の管理貿易のもとでもいぜんとして新たな機構のもとでの実務代行業務の役割がつけられたために、民間貿易が再開されたといっても容易に貿易商社の独自の活動をいとなむまでには至らなかった。とりわ

第1表 貿易額の変化 (100万ドル)

	輸 出			輸 入		
	実 数	5~9年換算	指 数	実 数	5~9年換算	指 数
1930~34年	704.1	704.1	100.0	760.8	760.8	100.0
1946年	103.3	62.2	8.8	305.4	184.0	24.4
1947年	173.6	82.4	11.7	526.1	249.7	32.8
1948年	258.6	114.3	16.2	682.6	301.8	39.7

出所、通商白書、昭和24年版、14ページ。

け、かってメーカーと対等の立場あるいはメーカーを指導、育成してきたという光栄ある商社の地位はどこかえ消えてしまっていたのである。

この時期の日本貿易の概要をみておこう(第1表)。1946年の輸出額はわずかに1億0300万ドルで戦前(1930—34年)の8.8%にしかすぎず、しかもこれらは戦時中のストック品の輸出と考えられる。47、48年と増加はしているが微々たるものであった。一方、輸入は、1946年に戦前の24.2%で47、48年と増加しているが、主として援助輸入の増加によるものである。輸入先の80~90%はアメリカからであった。

第2、3表によって商品別にみると、輸出では繊維品が圧倒的に大きく、戦前の構成とにている。輸入では、食料・塩などが過半を占めており、敗戦の混乱期の特徴をよく物語っている。ついで繊維原料を中心とする輸出用の原料が多く、綿業からの復興を示している。もちろん、1946—47年の間の変化をみてもわかるように、機械、鉄鉱石、石炭、石油などの比重が

第2表 輸出商品構成(%)

	1930~34年	1945.9~ 1946.12	1947年	1948年
食 料 品	4.1	2.1	2.5	4.7
織 維	57.2	60.1	75.5	61.6
金属・鉱産物	4.8	14.1	2.8	4.6
石 炭	1.4	9.6	4.7	4.3
機 械	4.4	5.1	4.1	5.0
肥 料	0.9	—	1.4	1.1
化学品・医薬	2.2	1.5	1.2	3.2
木 材	1.2	1.8	3.2	1.3
陶磁器ガラス	2.2	—	0.6	4.4
そ の 他	21.6	5.7	4.0	9.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0

出所、同上、16~17ページ。

第3表 輸入商品構成 (%)

	昭和5~9年	昭和20.9~ 21.12	昭和22年	昭和23年
食糧	28.4	55.73	56.11	46.38
繊維	37.9	34.68	15.97	22.71
肥料	3.2	3.14	12.77	5.71
石油	3.7	3.43	7.22	7.59
石炭	4.3	—	0.06	3.60
金属・鉱産物	5.9	0.10	0.49	2.45
機械	0.2	0.03	1.37	0.06
医薬・化学品	1.4	1.18	1.27	3.82
塩	0.7	1.54	2.30	1.23
油脂	6.9	—	0.97	1.44
ゴム	1.7	—	1.14	1.72
その他	5.7	0.17	0.33	3.29
計	100.0	100.00	100.00	100.00

出所、同上、18~19ページ。

しだいに増加傾向にあり、その後の変化を示唆しているのである。

## 第2章 単一為替レートの設定と朝鮮動乱期の日本貿易と商社

### I. 単一為替レートの設定と民間貿易の進展

すでに述べたように、制限つきではあったが、民間貿易の再開は、管理貿易下のわが国の貿易を大きく変貌させつつあった。それにもまして、1949年4月の単一為替レートの設定は（1米ドル=360円）、一方ではわが国経済に再編をせまるほどの大きい影響をあたえるとともに、他方では貿易活動の正常化へむかって大きく一步をふみだすきっかけとなった。

もともとわが国経済は、戦後経済の混乱のなかで石炭と鉄鋼の増産に傾斜したいわゆる傾斜生産方式をとることによって1948年くらい回復の様相をみせはじめていた。しかし、それは政府の赤字融資と補給金にささえられており、インフレの傾向はやむところを知らなかった。

そこで、当時のわが国経済の課題はなによりもインフレを収束せしめ、経済自立をはかるということにあった。GHQもまた、インフレの継続が日本経済の回復を阻害することを重視し、かつ、日本経済を早期に自立させるという占領政策の方向転換もあって、1948年12月に「経済安定9原則」の指令を日本政府にたいして示した。そして、早期に単一為替レートを設定するためにこの9原則を、強力に遂行することを命じたのであった。

- 9原則は、1. 予算の均衡、2. 徴税の強化、3. 金融機関の信用の制限、4. 賃金の安定、5. 物価統制の強化、9. 食糧集荷の効率化のほか6,7,8項で貿易に関する原則を示している。それによると、
6. 外国貿易統制事務を改善し、また現在の外国為替統制を強化し、これらの機能を日本側機構に引きつぐように意を用いる。
  7. 輸出振興のために、現在の割当、配給制度を改善する。
  8. 重要な国産原材料と工業製品の生産の増大。

9原則のねらいは、その前文で「日本政府は通貨を安定し、健全な為替相場を設定、維持し、予算を均衡させ、一般的に貨幣制度にたいする信頼を維持しなくてはならぬ」、といているように、単一為替レートを設定できるような経済の諸条件をすみやかに確保するとともに、単一為替レートの設定こそ経済安定へむすびつける環でもあることを示したのである。

単一為替レート設定への関心はすでに民間貿易が再開されるとともに高まってきていたが、それまで円とドルとの換算比率が商品によって異なっていたために、業界での意見はまちまちであった。たとえば、繊維業界は円高でもよいから早く単一為替レートを設定したほうがよいとするのにな



いして、他の業界の多くは反対した。

現実には、国際価格とは無関係に国内価格がきめられ、しかも割高な生産費をそのまま認めてさまざまなレートが設定されていたので、国際価格への適応ということが忘れられ勝ちであった。そこで、たとえば繊維を中心に生産費をまかなえるところに暫定為替レートをきめ、他の業界が急激な打撃をうけないように修正案を加味する、というのが積極論であった。もちろん、これにたいして、合理的なレートの基準をきめることはむづかしい、とする反討論もつよかった。

これらの論議のなかで、1948年10月15日、価格比率制（プライス・レインソ・システム）が採用されて、商品グループごとに円とドルの交換比率が定められたのであった。

さらに、1949年2月には、9原則の具体化としてマッカーサー元師の経済財政顧問として来日したドッジ公使の均衡予算の編成を根幹とするいわゆるドッジ・ラインが強行され、3月16日には外国為替管理委員会が発足し、同時に単一為替レート設定じたいも着々と準備がすすめられた。

たとえば、政府は円安レートによって保護されていた商品であるガラス製品、陶磁器類のレートを1949年2月には1ドル600円から1ドル450円にした。また、3月には1ドル425円に、4月には1ドル420円にしたのである。同じときに、繊維品には1ドル420円、350円、330円の3種類のレートを定めた。

このような準備段階をへて、1949年4月23日、GHQは、「日本円にたいする公式レートの樹立について」の覚書を発表し、4月25日より1ドル＝360円の単一為替レート実施に必要な措置をとるよう指令を行なった。

4月25日からいっさいの為替取引にこれが適用されることとなったのである。

この結果、それまで360円より円高であった商品、たとえば綿糸、毛糸、

人絹糸布、スフなどの繊維、産業車輛、繊維機械、普通鋼鋼材、農水産物などは輸出が容易となり、360円より円安であった商品、たとえばメリヤス、毛織物、繊維雑品、鉄鋼第二次製品、医化学品、陶磁器、ゴム製品、<sup>2</sup> 雑貨などは輸出が困難となった。いっばんに円安の商品には中小企業の製品が多く、その輸出は減退せざるをえなかったのである。

ともあれ、日本経済は、ドッジ・ラインによって財政は思いきって圧縮され、均衡化され、建設公債も復金債も新規には増発を許されず、健全な財政通貨政策が強力にとられた。こうして経済安定を第1の目標にして経済が運営されたために、戦後久しくつづいたインフレもようやく収まった。経済は安定の方向を歩みはじめたのである。この意味からいうと、1949年は戦後の日本経済の復興途上において、まことに画期的な年であったといえよう。

その反面で、急速にインフレを抑え、同時に単一為替レートによってそれまでの国内の複雑な価格体系をいっきよに単純化して国際価格の変動に敏感に反応させることにしたことは、わが国の経済にきわめて大きい影響をあたえることとなった。けだし、前者は国内経済をはげしい不況にまきこむこととなったし、また後者は、企業に合理化をせまることとなったからである。

しかも、国際経済の環境をみると、アメリカの景気後退のために、世界市場はいわゆるバイヤーズ・マーケットに転化したために各国の貿易統制、為替統制がつよまった。イギリスは、国際収支の均衡化をポンドの実勢レートへの切下げをつうじて行なうという理由で1949年にポンド切り下げを行なったが、これは世界貿易の3分の2にもおよぶ各国の通貨切り下げを件なったために、世界市場における輸出競争はいよいよはげしくなったのである。

2 通商白書，昭和24年版，71ページ。

このようななかで、輸出については1949年12月には全面的な民間貿易への移行が行なわれ、輸入についても1950年1月から民間貿易が再開されるに至り、いよいよ日本貿易は国際競争場裡へのり出す態勢がととのえられることとなったのである。1949年10月にマッカーサー元師のまねきでローガン氏が来日し、輸入増加による輸出拡大をねらった輸入先行方式を貿易政策として採用するように勧告したが、これもまた貿易統制の緩和をすすめて貿易の正常化をすすめることをめざしたものであった。これらの背景のもとに、政府も貿易機構の改革を検討して、1949年5月に、それまでの商工省と貿易庁を解組して通商産業省を設置したのである。

## II. 外国貿易・為替管理法の制定

占領下の管理貿易がしだいに民間貿易に切りかえられてゆくとともに、貿易・為替の管理のための総合的な立法を用意する必要がおり、1949年11月にはGHQの覚書が発せられた。政府は、これによって同年12月1日に「外国為替および外国貿易管理法」および「輸出貿易管理令」、1950年1月1日に「輸入貿易管理令」を公布して、輸出入ともに原則として民間貿易に移行することとなったのである。

もともと「外国為替および外国貿易管理法」（以下「管理法」という）は、外国為替および外国貿易の管理について大まかな要綱のみを明らかにしたものにすぎない。というのも、いまだ経済も復興過程にあり、貿易活動が大きく制約されていた時期でもあり、いっさいの対外取引を原則的に禁止しておいて、これを例外規定によって緩和するという方法をとらざるをえなかったからである。また、もう一つの特徴は、管理法の名の示すように外国為替と外国貿易の双方をいったいとして管理する方法をとっている点である。

「管理法」の目的は、第1条の規定に述べているように、外国貿易の正常な発展をはかり、国際収支の均衡、通貨の安定、外貨資金のもっとも有効な利用を確保するため、為替・貿易管理を行ない、経済の安定と発展をはかること、となっている。

輸出貿易の面では、「管理法」で、輸出の承認、支払方法の証明、船積の非常停止、税関長にたいする指揮監督、代金の回収などが規定されているだけで、それぞれの内容についてはすべて「輸出令」によっている。

輸入貿易についても、「管理法」にもとづいて1950年1月4日の「輸入貿易および対外支払管理令」によって内容がきめられている。輸入貿易は、これによって政府の強力な統制をなくして、民間輸入による自由化をすすめる方向にむかった。その方法が外貨予算制度である。すなわち、乏しい外貨をもとに、効率的に原料、物資を輸入するために政府が採用した方式であった。

外貨の管理については、管理貿易のもとではじめはGHQがいきさいの外貨を集中して管理し、日本政府は国内の業者にたいして円貨の受払を行なうにすぎなかった。すべての外国為替の取り引きは大蔵省の許可を要し、かつそれはGHQの承認が必要であった。しかも、外国為替の業務はGHQの認可で進出した外国銀行が独占した。このような管理のもとでは、民間貿易の再開によって価格比率制度が実施されても、為替管理については変らなかった。

ところで、きびしい為替管理体制が緩和されるようになったきっかけは、1948年末の9原則である。すでに述べたように、9原則の第6項は、外国貿易統制事務、為替管理制度を改善、強化して、これらの機能を日本側の機関が引きついで差支えなくなるように留意すること、となっており、GHQは1949年2月2日「為替管理にかんする件」の覚書を出した。これにもとづいて、日本政府は、3月16日外国為替管理委員会を設け

て自主的為替管理の歩みをはじめたのである。

1949年12月29日には、GHQがそれまでいっさいの管理権をもっていた外貨がQHGの手から外国為替管理委員会の手に入ったのである。移管時点でのわが国の外貨は6,700万ドルであった。最終的にいっさいの外貨勘定が日本政府の手に入ったのは講和条約の発効によるのであって、そのさいに対日援助をふくむ外貨の受払などのGHQ商業勘定の残高をも含めてすべてうつされたのであった。

「管理法」の主旨は、貿易と為替を一体として管理するのであるが、そのさい、為替取り引きの管理をつうじて行なうといういわゆる外国為替予算制度をとっている。すなわち、政府が外貨（外国為替）を強制的に買い上げて、他方ではこれを外貨予算にもとづいて外貨の使用を規制しつつ貿易業者に売り渡して配分するというのである。

ところで、日本の保有すべき外貨は、1947年10月のGHQの指令で「ドルまたはドルに交換することを不当に制限されない通貨でなければならない」と規定された。ところが、戦後、各国の通貨はほとんど自由交換性がなかったのでけっきょくドルでなければならなかった。また、為替相場が公定されているのはアメリカ・ドルのみで、他の指定通貨（対外取り引きの決済に用いられる通貨）との相場は対米クロス・レートを通じて裁定相場を算出したのである。

このような制度の運用にはさまざまな機関が介在した。たとえば、輸出によって得た外貨は外国為替資金特別会計に買い取られ、輸入のために必要な外貨を外貨予算によつて調整するのであるが、貿易商社は外国為替銀行にたいして輸入の承認を求めるのである。公認の外国為替銀行は政府に集中された外貨を管理し、集配し、輸出の認証、輸入の承認などを代行するのである。

### Ⅲ. めくら貿易の打開と関西商社の台頭

貿易商社は、戦中、戦後をつうじて、統制によってその活動を束縛され、海外支店はすべて失い、その機能もまた実務代行機関の役割を果すにすぎない状態におちいていた。あまつさえ、財閥系商社および関西の代表的商社は解体されて、貿易商社ぜんたいとしては徹底的な打撃をうけたものといえる。

とくに、GHQによって三井物産、三菱商事の両商社の解体を命ずる覚書を発せられたのが、1947年7月3日で、制限つき民間貿易の再開される直前であったということは、戦後の貿易商社の歩む道のゆく手がいかに苦難にみちたものであるか、を示している。

1947、48年と民間貿易への移行はすすみ、貿易統制もしだいに緩和の方向にむかうのであるが、なお貿易商社の活動の余地はきわめて狭かった。商社にとってもっとも重要な、世界市場の動向を知る機会すら与えられていなかった。いわゆるめくら貿易がつづいたのである。

1949年6月25日より、民間貿易業者が輸出によって得た外貨の一部を利用して海外に渡航することが許された。

1949年8月25日には、貿易商社の海外支店の設置が許可された。日本政府の在外事務所は、1950年3月17日に、ニューヨーク、サンフランシスコ、ロスアンゼルス、ホノルルおよびジャトルに設置がみとめられ、5月に業務をはじめた。

このようにして、貿易商社の活動もしだいに正常に復していったのであるが、これにともなって貿易商社が濫立し、業者間の競争もはげしくなっていた。とくに、濫立した商社はいちじるしく細分化されたもので、戦時中の企業整備と統制経済によってその数が激減したのに反して、逆にそ

の数が激増したのである。その理由には、商社の活動の開始には固定資本も小さくてよく、新規開始が容易であったからでもあった。

この時期の貿易商社の模様を関西の代表的な商社についてみてみよう。

伊藤忠商事は、1949年12月1日に、企業再建整備法によって再発足したが、同時に、インド、パキスタン、タイ、ビルマ、セイロン、近東、アフリカ、ヨーロッパおよび北中南米に11名の出張員を派遣している。その他の大手商社も、海外渡航が許されるや否や市場調査、取引先の信用調査、販路開拓などを求めてめくら貿易の打開につとめた。

ところで、当時の全国の貿易商社のうちで売上高のトップはどこであったか。1950年3月末におわる1期の売上高は月平均21億円で伊藤忠商事が第1位であった。同じ時期の大手貿易商社の月間売上高は第4表に示すとおりであるが、5社とも関西商社である点は特筆に値する。というのは、財閥解体の指令によって、戦前日本の貿易界を支配した財閥系商社および大商社はことごとく解体せしめられ、その空白に乗じて、関西の繊維商社を中心にいわゆる関西商社が大きく浮び上ってきたのである。

第4表 1950年3月期大手商社月間売上高(100万円)

	売上高		売上高
伊藤忠商事	2,079	C 社	1,260
A 社	1,247	D 社	1,054
B 社	1,280		

出所、昭和25年7月1日号「ダイヤモンド」

とくに、日本経済の復興が繊維産業を中心にはじめられたために、東棉、日綿、江商、伊藤忠、丸紅のいわゆる5綿が大きく浮びあがり日本の貿易商社の中心的な地位を占めたのである。しかも、本格的に関西商社が台頭するには、つぎにみるように朝鮮動乱ブームというもう一つのきっかけがあったのである。

ところで、当時の関西の貿易商社の売上高を形態別にみると、第5表のように、伊藤忠商事は、輸出が41.0%、輸入が0.4%、国内が58.6%となっていて、他社もほぼそれに近い。輸入の比率が小さいのは、政府輸入が大きかったからである。

第5表 1950年3月期の形態別売上高 (%)

	伊藤忠	東 棉	岩井産業
輸 出	41.0	50.0	25.9
輸 入	0.4	—	1.5
国 内	58.6	50.0	72.6
計	100.0	100.0	100.0

出所、各社の社史による。

また、売上高を商品別にみると、伊藤忠商事は繊維類が90%（綿糸布50%、絹化繊30%、毛製品10%）で金属、機械工具などが10%となっているのにたいし、岩井産業は金属が65.1%、繊維20.4%、その他14.5%となっている。これは、両社の生いたちのちがいを示すとともに、さきの業務形態別のちがいで伊藤忠のほうが輸出の比率が高い理由をもなしている。

#### IV. 朝鮮動乱による貿易拡大と特需ブーム

経済9原則の実施によって、さしもの戦後インフレもたちまち収束はしたが、国内の有効需要は圧縮され、世界景気の後退にあって輸出も伸びず、企業の合理化、倒産、輸出不振による滞貨の激増などと不況になやまされた。日本経済は、国内からも、国外からも行きづまりの状態におこまれていたのである。1950年度の財政も超均衡予算が実施され、デフレはいよいよ深刻化の様相を呈しはじめていた。

この解決策は、インフレ策に逆もどりするか、いっそうの耐乏生活によ



って輸出価格を下げるか、いずれかのみちしかなかったが、いずれも実行はできなかった。貿易規模を拡大し、生産を増加するみちをさがしもとめていたのである。

このときに当って、1950年6月25日朝鮮動乱が勃発した。これによって日本経済はようやく活路をみ出すことができた。動乱による特需（国連軍の軍用資材の発注）の受注と世界的な軍備拡大にともなって輸出は急速に拡大したのである。

朝鮮動乱の日本経済にもたらした影響はきわめて大きかった。世界的な軍備拡張競争がはじまり、戦略物資の買付けが急増し、アメリカはじめ西ヨーロッパ諸国の経済が活況を呈しはじめたのである。こうして、世界的な好景気による需要増大にもとづいて、日本の輸出はいちじるしく増大した。同時に、特需が発生したのである。

まず、輸出からみてみよう。1949年の輸出額は、5億0970万ドルで前年の約倍増となっている。この原因は、国内の購買力の停滞による輸出圧力の増大、通商協定の拡大、めくら貿易が緩和されたこと、貿易活動の正常化などがあげられる。しかし、単一為替レートの設定にもとづく影響によって輸出が一時的に停滞した商品もあった。ところが、朝鮮動乱の勃発とともに1950年中は11月をのぞいて毎月戦後の輸出の最高記録を示すほどの輸出増加となった。ひきつづいて1951年も前年比65%の増加を示し、とくに戦略物資、軍需資材にたいする需要がいちじるしく増大した。工作機械、

第6表 日本の貿易額 (100万ドル)

	輸 出	輸 入
1949年	509.7	904.8
1950年	820.2	969.9
1951年	1,354.5	2,046.8

出所、通産省、通商白書、1952年版、114ページ。

鉄鋼、金属の輸出も伸びはじめた。アメリカおよび西ヨーロッパ諸国の軍拡景気のもたらした影響はきわめて大きかった、といえる。この時期の輸出入額は第6表のとおりである。

つぎに、特需が発生した。特需には、アメリカ軍を中心とする国連軍の軍需品や兵器の修理をはじめ消費物資にいたるまでがふくまれた。当時の特需は、第7表のように、1950年の1億4900万ドルから53年の8億0900万ドルにまで増えて、4年間に24億ドルの追加需要となったのである。これを輸出額との対比からみると、50年は18.2%、51年は43.6%、52年には実

第7表 朝鮮動乱の時期の特需と輸出額 (100万ドル)

	特 需 (A)	輸 出 (B)	$\frac{(A)}{(B)}$ %
1950年	149	820	18.2
1951年	592	1,355	43.6
1952年	842	1,273	66.2
1953年	809	1,275	62.7
計	2,392	4,723	50.7

出所、経済白書、1954年版。

に66.2%の大きさを占めているのである。輸出額の半ばをこえる特需が、わが国経済におよぼした影響ははかりしれないものがあった。

特需にはさまざまな内容のものがふくまれるが、主として朝鮮特需、駐留軍人、軍属の個人消費、およびアメリカ側の防衛分担金支出の3つより成っていた。このうち個人消費や防衛分担金を除いたものが狭義の特需であり、兵器、砲弾を中心に麻袋、石炭、セメント、硫安、合板、乾電池、食糧品などがそれにふくまれた。

特需はどのような産業に影響をおよぼしたか。特需がひきおこした産業の設備投資は、主として繊維、紙・パルプなどを中心とした消費財部門にかたよっていた。その反面、鉄鋼、機械などの重工業部門では戦争で破壊

をまぬがれた設備が旧式のまま動き出したのであった。たとえば、綿紡績では1951年の14年間に30万錠から600万錠にまでふえるというように設備が急速に増加したのにたいして、鉄鋼部門では遊休設備を再稼動することに投資の重点がむけられたのであった。

さらに、特需がわが国の輸出入ギャップを補填した事実も見逃せない。1946年から10年間の貿易収支は、1950年を除いてすべて赤字であり、それを貿易外収入で補っていたのであるが、1950年まではアメリカの援助、51年からは特需収入によるものであった。

## V. 輸出入貿易管理の推移

朝鮮動乱の勃発とともに輸出は急激に伸びたが、これとともに輸出自由の原則にブレーキがかかった。1949年から輸出手続の簡素化と民間業者による自由な貿易活動が大幅にすすめられてきていたために、輸出にさいして政府の承認を要するものは特定の、例外商品にかぎられていた。

ところが動乱とともに輸入が困難になってきて、輸入確保のむづかしい原料に依存する商品については輸出を制限する必要が生じた。

また、動乱ブームで各国の輸出競争がいちだんとはげしくなり、これとともに海外からわが国にたいしてダンピングを非難する声が高まった。そこで、1951年6月から、政府は、綿糸布、人絹、スフ、家庭用ミシン、陶磁器、冷凍まぐろ、まぐろ缶詰などを輸出承認品目に加えた。

さらに、政治的な見地から戦略物資の輸出禁止措置がとりあげられた。これは、動乱の勃発とともに北大西洋条約加盟国と西ドイツが社会主義圏への輸出統制を調整するための委員会ココムがつくられたのに応じて、わが国もまた1950年12月より中国本土への戦略物資の船積を差止める省令を制定し、輸出について通産大臣の承認または許可を要する品目を中国、北

鮮、香港、アモイに船積するばあいには、特別の許可をうけなければならなくなった。この措置によって、わが国の対中国貿易は大きく後退した。わが国のココムへの正式加入は、1952年8月である。

一方、輸入貿易は正常化がすすんだ。1950年より外貨支払の正常化をふくめて政府輸入は原則として廃止されて民間輸入にかわったのである。しかし、これは全面的な自由貿易ではなくて政府の管理する貿易であった。「管理令」によって貿易管理と為替管理が一体となって行なわれたが、輸入は外国為替予算によって主として管理された。

外貨予算による輸入承認の方式には、つぎの三つがあった。

(1) 外貨資金割当制度 (2) 先着順制度 (3) 自動承認制度

このうち輸入自由化の度合は自動承認制度がもっともすすんでいた。

動乱の勃発とともに、世界的な物資の買付競争がはじまったために輸入が困難になってきた。もともと、輸入の承認にあたっては先着順制度が原則で国内で価格あるいは配給を統制しているものについて外貨割当制度を適用していたが、生ゴム、皮革などの価格差の大きい商品に申請が殺到し、思惑申請、輸入承認証の転売などがおこりまた輸入業者のらん立、取引秩序を乱すなどのへい害が生じた。そこで、輸入業者の創意を生かしつつ世界市場に対処するために1950年8月より自動承認制度を実施した。この方式の適用はしだいに枠を拡大して、同年末には全輸入承認額の過半を占めるに至ったのである。

これとともに、政府は物資の緊急輸入計画をたてた。これは、世界的な動乱ブームのなかで、戦略物資を中心とした物資の買付競争がはじまったからであるが、とくに生ゴム、皮革、大豆などの緊急輸入計画にもとづいて、商社の思惑輸入が行なわれ、後に述べるように動乱ブームの反落とともに、これらの思惑輸入物資の莫大な値下り損がおこったのである。

ともあれ、輸出入貿易の管理は正常化の方向をあゆみつつも、さまざま

な障害があったといえるのである。

## VI. 貿易商社の実状

戦後の貿易商社は、敗戦によって莫大な海外資産と支店網と信用関係を失い、経済民主化の諸法によって集中傾向は解体され、その役割もまた戦中、戦後の実務代行機関としての役割を容易に脱することができなかった。しかし、民間貿易の再開とともに、しだいに商社独自の活動が復活しはじめた。とくに、朝鮮動乱ブームをきっかけに、海外とのつながりを回復し、戦後の商社の歩みのなかで発展の第一段階のきっかけをつかんだのであった。

この時期の貿易商社の特徴を通産省の調査によってみてみよう。

貿易営業所数からみれば、1950年、51年でそれぞれ 2,081, 2,056 で戦前(1937年)の 5,581 にたいして約37%に減少している。これは、貿易の正常化が十分にすすんでいなかったからである。しかし、この時期の貿易営業所数も、戦時中の企業整備の時期とくらべると非常に増加していたことはいうまでもない。

地域的な分布状況をみると、東京、大阪への集中度がいちじるしい。たとえば、戦前の東京、大阪への集中度は30%であったのに、50、51年では約65%となっている。とくに東京への集中度が高いのが特徴で、50年は42.2%、51年は33.6%である。これは、貿易管理制度の影響、中国貿易の断絶などによるものである。

貿易業態別の構成比率をみてみよう。第8表でみるように、営業所数で戦前には81.0%が輸出専業であったのに、50、51年には55.1%、44.6%と低下しており、その反面で輸出入業が戦前の13.4%から50、51年には36.1%、46.6%へと増加して、戦後における輸出入総合業者の比重が高まって

第8表 貿易業態別比率 (%)

		輸 出	輸 出 入	輸 入	計
営 業 所 数	1939年	81.0	13.4	5.6	100.0
	1950	55.1	36.1	8.8	100.0
	1951	44.6	46.6	8.8	100.0
輸 出 入 額	1939	28.0	64.5	7.5	100.0
	1950	18.3	80.3	1.4	100.0
	1951	8.4	88.7	2.9	100.0
貿易関係従業者数	1939	58.5	36.7	4.8	100.0
	1950	39.0	52.7	8.3	100.0
	1951	21.1	74.2	4.7	100.0
資 産 総 額	1939	45.8	48.9	5.3	100.0
	1951	24.1	70.4	5.5	100.0

出所、通産省「通商白書」昭和27年版、232ページ。

きている。その後におけるいわゆる総合商社の展開ともあわせて、戦後の貿易商社の業態別変化を指摘できるのである。同じような傾向は、輸出入額、貿易関係従業者数、資産総額からみてもみられるところである。

さらに、この現象は、国内販売業、生産業をふくめて多角的な経営にのり出す商社が増えていることによっても指摘されるところである。貿易業が多角的に営まれるのは、海外市場のはげしい変化にともなうける経営上の影響を国内販売業その他で相殺し、緩和しようという努力を示すものであるが、後に商社が総合商社という形態をとるに至るきっかけをも示すものでもある。

経営規模別にみてみよう。1951年には年間の輸出入額5000万円未満の零細なものが営業所数の48%を占めていて、輸出入額の零細なものが圧倒的に多いのにたいして、100億円以上の大規模な貿易商社は営業所数で1.1%にすぎない。ところが、輸出入額に占める比重は、前者がわずかに1.4%であるのに後者が41.7%という大きい比率を占めている(第9表)。

もっとも、このような集中度も戦前とくらべてみると、いちじるしく弱

められている。戦前では、第9表にみるように、輸出入額 200万円以上のものが営業所数で4.5%であるが、輸出入額で78.0%を占め、資産総額で

第9表 輸出入額階層別の集中度 (%)

1939年				1951年			
輸出入額階層	営業所数	輸出入額	資産総額	輸出入額階層	営業所数	輸出入額	資産総額
計	100.0	100.0	100.0	計	100.0	100.0	100.0
5万円未満	53.7	0.9	9.5	5千万円未満	48.0	1.4	10.3
5～10万円	10.3	1.0	3.2	5千万～2.5億円	29.0	6.3	14.6
10～50万円	21.2	6.6	14.5	2.5～10億円	14.0	12.3	15.2
50～100万円	6.0	5.7	8.6	10～25億円	5.1	13.9	21.4
100～200万円	4.3	7.8	7.4	25～100億円	2.8	24.4	16.8
200万円以上	4.5	78.0	56.8	100億円以上	1.1	41.7	21.7

出所、通産省「通商白書」昭和27年版、236ページ。

56.8%を占めているのである。

資産構成からみた経営状態からみると、貿易業は一般に固定資産の占める比率が小さいが、戦後はこの傾向がますます顕著になっている。すなわち、戦前の貿易業の自己資本が50.0%であるのにたいして、1951年には、15.3%に落ちている。また、流動負債の占める比重は戦前の40.4%にたいして、1951年には80.2%の高い比率を示している<sup>1</sup>のである。いうまでもなくこれは、戦後のインフレーションのなかで、取引総額が上昇するのにたいして自己資本が増加せず、短期負債にたよったことによるものといえる。

このような貿易商社の経営内容の弱体化は、わが国貿易業の海外での活動力を制約するだけでなく、景気変動にたいする弾力性をいちじるしく弱めるものであった。いったん景気後退がおこれば、巨額の短期負債の圧力によって、倒産、整理などの破目におち入る商社もできて、貿易業の正常

1 通産省「通商白書」昭和27年版、238～239ページ。

な発展を妨げることとなる。事実、商社は朝鮮動乱ブームの反動期がおとずれると、ただちに戦後最大の危機におち入ったのである。